

香川県がん診療連携協議会部会設置申合せ

平成20年12月19日制定

(趣旨)

- 1 香川県がん診療連携協議会設置要綱第6条の規定により，必要な事項を定める。

(組織)

- 2 部会の名称及び検討事項は，次のとおりとする。

部会名	検討事項
地域連携・パス部会	(1) 香川県内のがん診療に関すること。 <主な事項> ・香川県内のがん拠点病院の連携協力体制の確立及び診療機能や診療体制、診療実績、地域医療に関すること ・地域連携クリティカルパスの作成，整備
院内がん登録部会	(2) 香川県内のがん登録のデータの分析，評価等に関すること。 <主な事項> ・がん登録データの統計，分析，評価 ・がん登録実務者の資質向上 ・5年生存率の公表，データの検証
緩和医療部会	(3) 香川県内の緩和医療の体制に関すること。 <主な事項> ・緩和医療の体制について ・病診連携の強化，在宅療養支援体制の確立
相談支援部会	(4) 香川県内のがん診療における相談支援体制に関すること。 <主な事項> ・がん患者会との連携に関すること ・相談支援に関する普及啓発および相談員の相談技術向上・連携強化
研修・教育部会	(5) 香川県内のがん医療に関わる医師等を対象にした研修及び医師等の育成・派遣に関すること。 <主な事項> ・がん医療従事者の養成 ・研修計画の作成 ・診療支援医師の派遣調整
情報・広報部会	(6) 香川県内のがん医療に関する情報提供，情報交換，広報に関すること。 <主な事項> ・セカンドオピニオンを提示する体制を有する医療機関一覧の作成，情報提供 ・がん医療に関する情報交換，広報，普及啓発 ・がん医療に関するPDCAサイクルに関すること ・希少がんに関すること
臨床試験部会	(6) 香川県内のがん臨床研究の推進に関すること <主な事項> ・国主導のがん自主臨床研究のネットワークを整備 ・研究者やCRC等の人材育成

(細則)

- 3 この要綱に定めるもののほか,部会の運営に関し必要な事項は,部会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成24年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成26年7月31日から実施する。